3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的な期間内に、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4　各締約国は、この協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、緊急の場合を除くほか、導入され、又は変更された当該法令又は行政上の手続が公表され、又は公に利用可能なものとされる時と、当該法令又は行政上の手続の導入又は変更が効力を生ずる時との間に、自国の法令に従って、適当な期間を置くよう努める。

第四条　公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、次の事項を行うために、自国の法令に従って、公衆による意見提出の手続を採用し、又は維持するよう努める。

(a)　この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、当該規制を事前に公表すること。

(b)　公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、これらの意見を考慮すること。

第五条　行政上の措置に関連する手続

1　締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a)　3に規定する定められた標準的な期間を考慮して、自国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b)　申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるよう努めるものとし、また、次の事項を行うよう努める。

(a)　そのような基準をできる限り具体的なものとすること。

(b)　そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能なものとすること。

3　締約国の権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。

(a)　自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めること。

(b)　標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

第六条　秘密の情報

1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの協定に従って秘密のものとして提供する情報の秘密性を保持する。

2　1の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、当該情報を提供した締約国の事前の同意を条件として、第三者に伝達することができる。

3　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が、自国の法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第七条　租税

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該租税条約が優先する。

3　第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該措置について適用する。

第八条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　次章から第四章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第七章及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第九条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、世界貿易機関設立協定が優先する。

3　この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

4　二千三年十一月十四日に東京で署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下この条において「投資協定」という。）（その改正を含む。）は、第二十条の規定を除き、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

5　一方の締約国が投資協定に基づいて他方の締約国に対して義務を負う場合において、当該他方の締約国に対しこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇が投資協定の下で与えられるときは、この協定のいかなる規定も、当該義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下この協定において「実施取極」という。）を締結する。

第十一条　合同委員会

1　この協定に基づき合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　次のものを採択すること。

(i)　附属書一第二部及び附属書三第十一規則に規定する運用上の規則

(ii)　必要な決定

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4　合同委員会は、その規則及び手続を定める。

5　合同委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

第十二条　両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。